

2つの給付金「臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金」

についてお知らせします

詳細 臨時福祉給付金室 ☎231-1208

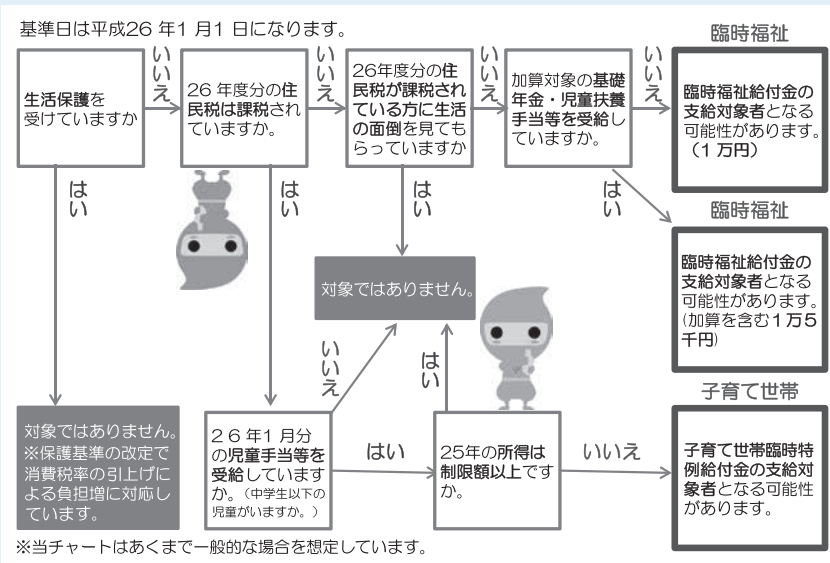


まずは、支給の対象となる可能性があるか、この「対象者診断チャート」で確認じゃ。

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として給付金が支給されます。

臨時福祉給付金の申請案内は、支給対象になる可能性が高い方に郵送しています。申請案内が届いていない場合も支給対象に該当すると思われる方は申請ができません。申請書は給付金相談窓口にて配布しています。

子育て世帯臨時特例給付金の申請案内は平成26年1月分の児童手当特例給付の受給者に申請案内を郵送しています(2つの申請案内は支給対象者以外の方にも届くことがあります)。



臨時福祉給付金
対象者
住民税の非課税者
※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く

●**支給対象者** = 原則、平成26年1月1日に下関市に住民票があり、平成26年度分市民税(均等割)が課税されない方 ※自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外

●**支給額** = 1万円(対象者1人) ※対象者の中で次のいずれかに該当する方は5,000円加算

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ② 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金
対象者
1月分の児童手当の受給者
※児童手当の特例給付額以上の方や生活保護受給者は除く

●**支給対象者** = 原則、平成26年1月1日に下関市に住民票があり、次のどちらの要件も満たす方 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

●**対象児童** = 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 ※平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外

●**支給額** 1万円(対象児童1人)

申請方法 郵送申請

申請案内をよく読み、申請書に必要な事項を記入の上、振込先の金融機関通帳の写しなどの証明書類とともに返信用封筒に入れて郵送してください。

●**申請期間**
7月22日～10月22日
(当日消印有効)

●**受取方法**
口座振込(原則) ※申請者には審査のうえ1カ月半後ごろに支給・不支給の決定通知書を郵送し、支給決定者に振り込まれます

●**公務員で子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる方** 市から案内文書などはなく、勤務先から申請書と公務員児童手当受給状況証明書が配付されます。記入・押印のうえ申請期間内に申請してください。

手続きに関するお問い合わせ

●**下関市臨時福祉給付金室コールセンター** = ☎083-231-1555
平成26年8月22日まで…午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日を含む)
平成26年8月25日以降…午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

●給付金相談窓口

- ・下関市役所本庁舎本館 1階ロビー
開設時間=午前9時～午後5時(平日と8月22日までの土・日曜日、祝日)
- ・菊川・豊田・豊浦・豊北総合支所、本庁管内12支所
窓口開設時間=午前9時～午後5時(平日のみ)

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省の専用ダイヤル
☎0570-037-192
午前9時～午後6時(平日のみ)

◆**振り込め詐欺にご注意ください**◆
市役所や厚生労働省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給の手数料などの振込を求めることは絶対ありませんので、注意してください。